

特殊車両の取り締まり実施

6月4日(水)、戸沢村古口の車両検測所において、今年度2回目の特殊車両の通行取締を実施しました。今回は新庄警察署・山形運輸支局・山形河川国道事務所が合同で取締にあたり、車両の高さ・長さ・重さを測定し、通行許可証の有無を確認しました。

ルールを守って安全な通行をしていただくことをこれからも周知徹底していきます。

前回の様子は出張所通信5-5をご覧ください。



▲みなさん、よろしくお願いします。



▲重量オッケーです！



▲山形運輸支局は過積載のチェックをしました



▲新庄警察署は携帯電話とシートベルトの取締を実施

今回の取締の結果、2台中1台が違反でした
今年度の取締結果

①5/13 7台中4台違反(出張所通信5-5)

特殊車両と取締

道路はみんなの財産なので、狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車を通行させることは道路構造の保全と交通の危険防止の理由から、**原則として禁止**しています。

そのため、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限って、**ルールを守る**ことで通行を許可することとしています。

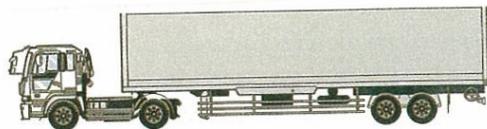
法律で定められた範囲を超えて荷物を積んでいる車輛は、カーブを曲がりきれなかったり荷物が落下したりするおそれがあり、**大事故**になりかねません。また、**過積載は道路の損傷**にもつながります。

ルールには重さ・高さ・長さ・幅などが細かく決められていて、しっかり守られているかを**チェック**するのが特殊車両の取締です。

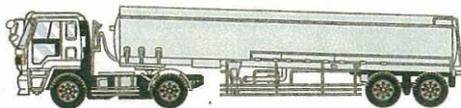
どんな車が特殊車両なの？

次の基準をどれか1つでも超えるものをいいます
幅2.5m 長さ12.0m 高さ3.8m 総重量20.0t

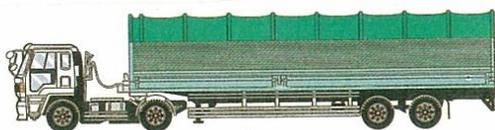
バン型セミトレーラ



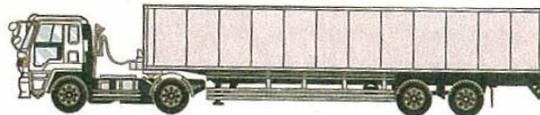
タンク型セミトレーラ



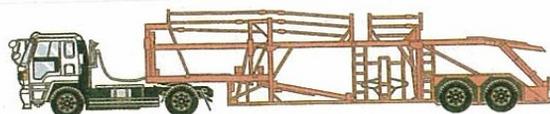
幌枠型セミトレーラ



コンテナ用セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



この他にも、フルトレーラ、あおり型セミトレーラ、スタンション型セミトレーラ、船底型セミトレーラ、海上コンテナ用セミトレーラ、重量物運搬用セミトレーラ、ポルトトレーラなどがあります。



管理係長

ルールを守って安全な通行をお願いします



管理係長

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

〒999-4221

山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1

TEL. 0237-23-2521

FAX. 0237-23-2523



6月の出張所通信

- 6-1. 荻袋小学校のみんな、ありがとう！
- 6-2. 最上町でボランティア清掃活動を取材しました
- 6-3. 花のかけはし2008植栽
- 6-4. 福原中部小学校のみなさんが花を植えてくれました
- 6-5. みなさまから寄せられた「お客様の声」を紹介します(5月)
- 6-6. 名木沢小学校のみなさんが花を植えてくれました